# 酒田市立富士見小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月(令和4年2月改定)

# 1. 目的

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が、いじめを 行わず、いじめを認識しながら放置することがないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、人権侵害にあたる問題であることを十分理解させながら、いじめの防止、早期発見、いじめへの適切な対応をより実効的なものとしていく。

# 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。※なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

#### く いじめの熊様>

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話 (スマートフォンを含む) で誹謗中傷や嫌なことをされる。
- 9 その他

# 3. いじめの問題に対する基本認識

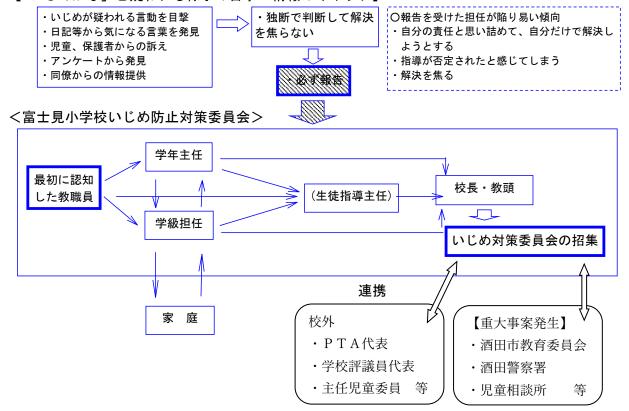
教職員は、いじめ問題について、次のような基本認識を持って対応する。

- ① 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」。
- ② 「いじめの定義」の共通認識をしっかりしておく。
  - ※ いじめは、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指し、児童生徒の被害性に着目して判断する。
- ③ 「いじめの態様」の共通認識をしっかりしておく。
- ④ 担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

# 4. いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等の対策のために、校長のリーダーシップのもとに「いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめ対策委員会は、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学年主任・担任、養護教諭等で構成する。

# 【「いじめかな」と疑われる様子の目撃・情報のキャッチ】



#### |5. 未然防止の取り組み|

#### (1) いじめ防止のための教職員の資質・能力の向上

教職員は、児童に対し、自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与える指導を学校教育活動全体を通じて行う。また、個々の児童への深い児童理解に基づき、指導・支援を行う。 校内においては、学級づくり研修会、Q-Uアンケートの実施・分析・活用の仕方の研修会等を実施し、教職員の資質・能力の向上に取り組む。

#### (2) 思いやりの心と規範意識の育成

#### ①生徒指導の充実

生徒指導の三機能(自己存在感、自己決定、共感的人間関係)を生かした指導を通して、児童会活動を中心とした自治的・自発的な力を育む活動を行う。そして、自分たちの課題を自分たちで解決できるような活動を推進する。また、なかよし班活動やクラブ活動を通して、異学年の交流を深め、協調的に物事を進めようとする態度を育てる。

#### ②小中一貫教育の推進

六中学校区において小中一貫教育を推進し、生徒指導上の共通課題の解決を目指す。

### ③道徳教育と人権教育の充実

効果的な教育課程を編成し、道徳の授業実践を積み上げ、指導力の向上を図るとともに、指導資料 を活用し、各教科や学級活動を通して人権にかかる多様性への理解を深める活動を推進する。

### (3) 豊かな心の育成

#### ①授業改善

「学び合い 共に高め合う子どもの育成」を主題として学校研究を進め、教科横断的に学習内容を配置し、学習効果を高めていく。そして、児童に学び合うことの楽しさ、学習が自分の生活に生きる実感を味わわせる。

### ②体験学習と交流体験の推進

- 〇朝ボランティア、花ボランティア活動等のボランティア活動を通して、「公益の心」を育む。
- ○自然体験学習を通して、酒田の自然の素晴らしさを誇りに感じる児童を育成する。

#### ③読書活動の推進

- OPTAや、おはなしサークル「ぴっころ」の読み聞かせを積極的に行う。また、お家 d e 読書デー設けて、読書に親しませる。
- 〇各学年に応じた「おすすめの本」を学級文庫として配置する。
- 〇様々なジャンルの図書紹介や自ら本を手に取りたくなるような利用しやすい図書室の運営を行う。

#### ④幼児教育との連携

幼保小連携事業を通して、保育所や認定こども園等、関係機関と連携しながら、就学時の育ちと学びをつなぐ。

### (4) 特別支援教育支援体制・教育相談の機能の充実

- ○校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを中心に支援体制づくりを進め、個別の教育 支援計画と個別の指導計画の作成を通して、個に応じた指導に取り組む。
- 〇特別支援担当者会、就学支援委員会、個別支援、指導を要する児童と家庭を支援する場を設け、望 ましい指導とアドバイスができるようにする。
- 〇通常学級に在籍する特別な支援を要する児童について、特別支援教育巡回相談員からの助言をも とに、指導や校内支援体制づくりを行う。

#### (5)教育的諸課題から配慮が必要な児童への対応

日常的に、当該児童の特性をふまえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障がいを含む、障がいのある児童
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童
- ③ 性同一性障がいや性的志向・性自認に係る児童
- ④ 被災児童 ※東日本大震災や原子力発電所事故、その他の災害や感染症等に係る児童

# 6. 早期発見の取り組み

#### (1) 教職員のいじめ認知能力の向上

教職員自身の人権への意識、理解を高め、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない 認知能力の向上が求められる。集団の中で、配慮を要する児童の存在に気づき、授業中や休み時間の 観察、日記等のやりとりから、児童の言動や変化、心の在り方を感じとろうとし、共感的に受け止め 理解しようとするカウンセリング・マインドを高めていくことも必要である。

多くの教職員が様々な教育活動を通して児童にかかわることにより、発見の機会が多くなる。そのため、可能な限り授業交換や「.T を実施していく。また、教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、児童トイレ、空き教室、図書室に立ち寄ったりして、児童の行動を観察する。

### (2) いじめ発見のための定期的な調査と個人面談の実施

年間2度の「Q-U アンケート」、児童・保護者を対象とした「いじめアンケート」を実施する。また、アンケートをもとに個人面談を実施し、児童一人一人の内面の理解に努める。アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教職員であたる。必要に応じ、いじめ対策委員会を開催し、対応を検討する。

#### (3) いじめを訴えることの意義と手段の周知

いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導していく。また、学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

- 〇担任はもとより、話しやすい教職員誰にでも伝えてよいことを知らせておく。
- 〇生徒指導担当やスクールカウンセラー、教育相談室等への相談の方法を周知する。
- ○関係機関の連絡先を配布物やポスター等で周知する。

# (4) 保護者や地域からの情報提供

日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに真摯な対応をする。匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることへも理解を得る。

#### (5) インターネット上のいじめへの対応

スマホ携帯、ゲーム等のインターネット上のいじめの未然防止と適切な対応を行うために以下の 点を理解、周知、指導していく。

- 〇「実態を知る」インターネットいじめの類型 ・掲示板 メール SNS等
- 〇「いじめの実態を知る」・情報モラルの指導 ・家庭、地域、PTAとの連携 フィルタリング、 ペアレンタルコントロール、ネットパトロール、研修会等
- ○「早期発見・早期対応」・いじめのサインのキャッチ・相談体制の整備・ネットパトロール・削除 依頼・被害防止の取り組み

# 7. いじめに対する適切な対応

(1) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、いじめに関わる児童に適切な指導を行わなければならない。

そして、直ちに、担任をはじめ、いじめ対策委員会に連絡し、管理職に報告する。

緊急対応時の配慮すべき点としては、次のようなことがあげられる。

〇いじめられている児童や、いじめを知らせた児童を守り通す。

他の児童の目に触れないように、時間や場所に配慮して聞き取りを行う。また事実確認は、被害者・加害者別々に行う。状況に応じて、登下校から校内での生活時間帯は、教職員の目が届く体制にする。

○事実確認と情報を共有する。

事実確認においては、加害者からいじめの経緯を正確に聞き取るとともに、周囲の児童や保護者などからも情報を得る。聞き取り・対応等は、複数の教職員で丁寧に行う。管理職の指示のもとに、教職員間の連携や情報の共有を行う。

〈把握すべきいじめの情報〉 ※個人情報の取り扱いに十分注意する。

〇加害者と被害者の確認 … 誰が誰をいじめているのか。

〇時間と場所の確認 … いつ、どこで起こったのか。

〇内容 … どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか。

〇背景と要因 … いじめのきっかけは何か。

〇期間 … いつ頃から、どのくらい続いているのか。

(2) いじめと認知した場合の対応(被害者、加害者、周囲の児童への対応) いじめられている児童(被害者側)、いじめている児童(加害者側)、周りの児童に対して、それぞれ適切な対応・配慮が必要となる。

① いじめられている児童(被害者)に対して

#### [児童に対して]

- 〇辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図りながら事実確認をするとともに、「必ず守 り抜く」「秘密を守る」ことを伝える。
- 〇必ず解決できる希望がもてることを伝えるとともに、自尊感情や自信を高めるようにしていく。

#### [保護者に対して]

- 〇発見・認知した日に家庭訪問などで保護者と面談し事実関係を伝えるとともに、学校の指導方針を 伝え今後の対応について協議する。
- 〇保護者の辛い気持ちや不安を共感的に受け止めるとともに、継続して家庭と連絡を取りながら解 決に向って取り組むことを伝える。
- ○家庭での児童の変化などに注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。
- ② いじめている児童(加害者)に対して

#### [児童に対して]

- 〇いじめた気持ちや状況などについて十分に話を聞き、児童の行為の背景にも目を向けて指導する。
- ○毅然とした対応と粘り強い指導を進める。その場合、心理的な孤立感や疎外感を与えないように配

慮しながら、いじめは許されない行為であることやいじめられている児童の気持ちを認識させる。 [保護者に対して]

- 〇正確な事実関係を説明し、いじめられている児童とその保護者の辛い気持ちを伝え、よりよい解決 を図ろうとする思いを伝える。
- ○「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大性を認識させ、 家庭での指導を依頼し、その大切さを認識させる。
- 〇児童の変容を図るために、今後の関わり方等について助言する。

# ③ 周りの児童に対して

- ○学級・学年・学校全体の重大な問題として考え、いじめの「傍観者」から抑止する「仲裁者」への 転換を促していくとともに、「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示す。
- 〇はやし立てたり、見てみぬ振りをしたりする行為もいじめの肯定であることを理解させる。
- 〇いじめを訴えることは、正しい考えに基づいた勇気ある行動であることを理解させるとともに、いじめ問題を自分たちの問題として意識させる。

#### (3) 継続した指導体制の確立

- 〇いじめが解消したと見られる場合でも、観察と必要な指導を継続するとともに、随時教育相談を行い状況把握に努める。
- 〇いじめられた児童のよさを見つけたり褒めたりしながら自信を取り戻させる。
- 〇関係機関の活用を図りながら、被害者、加害者双方の心のケアにあたる。
- 〇いじめ問題の発生と解決を契機として、再発防止や未然防止のための取組みの見直しや校内研修 を進め、いじめのない学級、学年、学校づくり、仲間作りへの取組みを更に強化する。

# (4) いじめの解消

いじめの解消にあたっては、少なくとも次の①と②要件を満たす必要がある。

① 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当期間継続していること(少なくとも3ケ月以上)。

② 「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。

なお、上の二つの条件を満たしていても、重大性等から長期の期間を設定したり、再発の可能性も十分に考慮して日常的に注意深く観察を続けたりしていく。

# 8. 重大事態への対応

### <重大事態の意味>

- ①いじめにより児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認める時。 次のようなケースが想定される。
  - 〇児童生徒が自殺を図った場合
  - 〇身体に重大な傷害を負った場合

- ○金品等に重大な被害を被った場合
- 〇精神性の疾患を発症した場合 など
- ②いじめにより児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時

重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑いが生じた」段階で調査を開始しなければならない。そのうえで、以下のような姿勢で対処する必要がある。

- ○いじめがあったのではないかという姿勢で事実に向き合う。
- 〇児童・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- ○調査は迅速かつ計画的に行う。
- ○児童及び保護者に十分に説明し、了解を得ながら対応する。
- ○児童のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

重大事案発生の時には、酒田市教育委員会、酒田警察署、児童相談所等の監督官庁・関係機関に報告し、 会議に入っていただきながら指示・支援を受ける。